

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	新日鐵住金株式会社		コード	5401
提出日	2017/5/16	異動（予定）日	2017/6/27	
独立役員届出書の提出理由	本年6月27日に開催予定の第93回定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役の選任議案が付議されるにあたり、候補者（いずれも再任）を引き続き独立役員として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	大塚 陸毅	社外取締役	○														△					有
2	藤崎 一郎	社外取締役	○														○		○		訂正・変更	有
3	永易 克典	社外監査役	○														△				訂正・変更	有
4	大林 宏	社外監査役	○																○			有
5	牧野 治郎	社外監査役	○																○			有
6	東 誠一郎	社外監査役	○																○		訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、2012年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道株式会社の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上高に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、2012年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道株式会社の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上高に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、同協会は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同協会に対し年間18万円の会費を支払っております。また、当社は2016年7月に、同協会100周年記念にあたり300万円の寄付を行っております。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全權大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、当社が法人会員として会費を納入している一般社団法人日米協会の会長ですが、同協会は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同協会に対し年間18万円の会費を支払っております。また、当社は2016年7月に、同協会100周年記念にあたり300万円の寄付を行っております。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	同氏は、2016年3月まで、当社の借入先のひとつである株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者を務めておりましたが、現在は同行の非業務執行者です。なお、当社は同行に限らず複数の金融機関等から広く資金を調達しており、同行は当社の特定関係事業者ではありません。	【社外監査役として選任している理由】 同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、2016年3月まで、当社の借入先のひとつである株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者を務めておりましたが、現在は同行の非業務執行者です。なお、当社は同行に限らず複数の金融機関等から広く資金を調達しており、同行は当社の特定関係事業者ではありません。また、同氏のその他の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当ありません。	【社外監査役として選任している理由】 同氏は、法曹としての高い識見や検事総長その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏の重要な兼職は兼職先における社外役員にとどまり、業務執行に携わっておりません。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

5	該当ありません。	<p>【社外監査役として選任している理由】 同氏は、財務省（旧大蔵省）において培われた財政全般にわたる高い識見や国税庁長官その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
6	該当ありません。	<p>【社外監査役として選任する理由】 同氏は、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。</p> <p>【独立役員として指定する理由】 同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。 以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。